【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第128期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	東邦亜鉛株式会社
【英訳名】	Toho Zinc Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　佐藤　義和
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
【電話番号】	03（4334）7313（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　近藤　文洋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
【電話番号】	03（4334）7313（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　近藤　文洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 東邦亜鉛株式会社大阪支店 （大阪市西区阿波座一丁目３番15号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第127期 中間連結会計期間	第128期 中間連結会計期間	第127期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上高	（百万円）	53,832	66,448	125,550
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△1,182	432	5,678
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	（百万円）	△1,354	515	4,782
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	△4,728	2,586	3,318
純資産額	（百万円）	5,353	18,361	13,668
総資産額	（百万円）	97,354	102,210	98,932
１株当たり中間（当期）純利益又は１株当たり中間純損失（△）	（円）	△45.86	13.06	161.88
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	―	8.37	101.57
自己資本比率	（%）	5.50	17.94	13.76
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△12,438	△10,626	1,945
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△390	△1,174	△991
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△525	11,638	△10,809
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	7,599	10,970	11,133

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．第127期中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、2024年度より事業再生計画に基づき収益力向上を図る施策に着手しており、前連結会計年度及び当中間連結会計期間においては親会社株主に帰属する当期純利益及び親会社株主に帰属する中間純利益を計上いたしました。一方で自己資本比率については、前連結会計年度末比で改善したものの、17.9%と依然低い水準にあります。また、特に金・銀等の貴金属価格の変動が激しく繰延ヘッジ損益の計上による包括利益に与える影響が大きいため、自己資本のさらなる改善が必要となっております。このことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識しております。

このような状況に対して、収益を効率的に最大化するための鉱石繰り等の調達タイミングも踏まえた最適な原料構成による生産の追求や、鉛鉱石及びリサイクル原料に含まれる金・銀等の貴金属及び希少金属等副産物の回収・販売の強化、各製品の値上げや販路拡大、工場経費の削減などの施策を実行することにより、収益性の改善及び財務基盤の強化に取り組んでまいります。

また、資金面においては、当中間連結会計期間末において、現金及び預金109億円を保有するとともに、2025年２月14日において、全取引金融機関との間で債権者間協定書を締結し、事業再生計画期間として位置付ける第三者割当増資実行日（2025年３月13日）以降５年間の返済計画について合意しております。

加えて、三菱ＵＦＪ銀行とは事業再生計画期間中における急激な市況や経済環境の変化等に対する運転資金のバックアップとして、総額150億円の貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。さらに、必要資金の確保と資本増強を図るための追加の資金調達として、2026年３月16日に第三者割当の方法により行使価額修正条項付新株予約権(35,000個)を発行しており、その行使期間は2026年３月17日から2028年３月17日までとなっております。なお、当中間連結会計期間末において22,060個が行使されており、当該行使に伴う累計の資金調達額は23億円となります。これにより、当面の運転資金及び投資資金は確保しており、主要取引先金融機関からも継続的な支援を表明していただいていることから、資金繰りに重要な懸念はないものと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況は存在するものの、重要な不確実性は認められないものと判断しております。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当中間連結会計期間の連結業績は以下のとおりです。売上高は前年同期比で増収、営業利益・経常利益及び親会社株主に帰属する中間純利益ともに前年同期比で増益となりました。

（単位：百万円）

	2025年９月期	2026年９月期	増減（増減率%）
売上高	53,832	66,448	12,616 (23)
営業利益又は営業損失（△）	△672	906	1,578 (－)
経常利益又は経常損失（△）	△1,182	432	1,615 (－)
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△1,354	515	1,869 (－)

《経営環境》

当中間連結会計期間における世界経済は、長期化するロシア・ウクライナ情勢やイラン情勢の不透明さにともなう地政学リスクの顕在化、エネルギー価格・原材料価格の高止まり等、世界経済の見通しについても不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境については、金属相場において前年度最高値を更新した銀相場は高値圏で推移しているものの最高値からは下落した水準で落ち着いており、鉛相場については堅調に推移している一方、亜鉛相

場については上昇して推移しており、為替相場については、依然として数十年ぶりの円安傾向で推移しました。また、鉛・銀精鉱の買鉱条件であるTC・RC（熔錬費・精製費）は、歴史的な低水準となっております。

当社におきましては、2024年12月18日に新たな事業再生計画を公表し、本再生計画２年目となる2026年度において当社では「外部環境に依存しない自らの力で収益を創出する基盤固めの１年」と位置付けており、メリハリのある計画の推進を目指しております。

《売上高》

当社グループの当中間連結会計期間の売上高は、主に製錬事業において金属価格の上昇が影響し、前年同期比で増収となりました。

《利益》

損益面では、前年度の減益要因となった不採算事業の再編及び撤退にかかる残務処理や構造改革コストの影響が大幅に軽減され、また金属相場上昇等が寄与し営業損益、経常損益、親会社株主に帰属する中間純利益ともに増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります（以下、各セグメントの売上高には、セグメント間売上高を含んでおります）。

① 製錬事業部門

（単位：百万円）

	2025年９月期	2026年９月期	増減（増減率%）
売上高	41,661	57,573	15,911 (38)
経常損失（△）	△178	△1,862	△1,684 (－)

当製錬事業部門の主要な販売製品は鉛製品と銀製品になります。

鉛製品の売上高については、原料鉱石の品位の影響により一部の工程にて操業が抑制されましたが、リサイクル鉛の原料活用などにより生産量・販売量ともに増加となり、前年同期比11%の増収となりました。

銀製品の売上高については、鉛製品同様の影響にて、工程仕掛に残り、生産数量・販売数量ともに減少となったものの、銀相場の大幅な上昇により前年同期比90%の増収となりました。

一方で損益については、主に原料鉱石買鉱条件の悪化と鉛リサイクル原料の調達価格の上昇、銀製品の生産量・販売量が減少したこと等により、前年同期比16億84百万円の減益となりました。

銀製品の生産減の主な要因は、上記原料品位の影響になります。

原料事情により製品とならなかった銀については、現在仕掛品に計上されており、増処理対応を行うことにより、下期は生産・販売数量を回復させてまいります。

なお、金属相場（平均）及び為替相場（平均）の推移は下表のとおりであります。

区 分	亜鉛		鉛		銀		為替レート
	LME相場	国内価格	LME相場	国内価格	ロンドン相 場	国内価格	円/米ドル
	$/t	\/t	$/t	\/t	$/toz	\/kg	\/$
2024年度							
第１四半期	2,833	499,933	2,166	399,800	28.9	147,220	155.88
第２四半期	2,779	473,867	2,041	372,033	29.4	143,337	149.38
第３四半期	3,048	524,033	2,006	368,767	31.3	155,577	152.44
第４四半期	2,838	494,233	1,970	365,033	31.9	158,137	152.60
(通期平均)	2,874	498,017	2,046	376,408	30.4	151,068	152.58
2025年度							
第１四半期	2,641	438,400	1,947	346,400	33.6	158,430	144.59
第２四半期	2,824	476,533	1,965	355,600	39.4	188,673	147.48
第３四半期	3,165	549,833	1,971	369,600	54.8	272,497	154.15
第４四半期	3,243	569,700	1,931	368,967	84.4	429,987	156.86
(通期平均)	2,968	508,617	1,953	360,142	53.1	262,397	150.77
2026年度							
第１四半期	3,463	618,833	1,955	380,133	73.4	382,140	159.49
第２四半期	3,830	677,867	1,857	363,800	62.7	323,930	159.25

② 環境・リサイクル事業部門

（単位：百万円）

	2025年９月期	2026年９月期	増減（増減率%）
売上高	3,498	4,443	945 (27)
経常利益	340	1,449	1,108 (325)

主力製品の酸化亜鉛（主用途：タイヤ製造のための原料）の販売量については、前年同期比でほぼ横ばいとなったものの、LME亜鉛相場と円安による国内販売価格の上昇により、売上高は前年同期比27%の増収となり、経常利益は前年同期比325%の増益となりました。

③ 電子部材・機能材料事業部門

（単位：百万円）

	2025年９月期	2026年９月期	増減（増減率%）
売上高	1,870	1,834	△36 (△2)
経常利益	184	66	△118 (△64)

《電子部品》

当上期の電子部品の売上高は、車載向けが米国及び国内受注案件の堅調な推移等により、前年同期比７%の増収となりました。

経常利益については、原材料価格の上昇及び固定費負担の増加などにより、前年同期比71%の減収となりました。

《電解鉄》

電解鉄については、自動車・特殊鋼向け電解鉄需要が底堅く推移した結果、国内販売は前年同期比増収となりましたが、海外航空機部材向け販売が昨年から一転して軟調となり、前年同期比11%の減収となりました。また、国内需要の増加に加え、原燃料費他製造コストの製品単価への反映等プラス要因はありましたが、海外航空機部材向けの負のインパクトを吸収しきれず、経常利益は前年同期比15%減益の落ち込みとなりました。

以上の結果、当事業部門の業績は、売上高は前年同期比２%の減収となり、経常利益は前年同期比64%の減益となりました。

④　金属リサイクル事業部門

（単位：百万円）

	2025年９月期	2026年９月期	増減（増減率%）
売上高	5,484	1,050	△4,433　(△81)
経常利益又は経常損失（△）	△808	931	1,739　(－)

2024年12月に公表いたしました事業再生計画において、亜鉛製錬事業を金属リサイクル事業へ再編することを決定したことに伴い、前年度より、製錬事業部門に含まれていた亜鉛製錬事業について、独立した事業部門として表示しております。

前年度においては、主要設備停止後の残存する在庫販売による売上が計上されておりましたが、当期においては、残存在庫の減少により前年同期比81%の減収となりました。

損益面においては、亜鉛製錬再編に伴う保有資産売却施策が大きく貢献し、経常損益は９億31百万円と前年同期比17億39百万円の増益となりました。

⑤　その他事業部門

（単位：百万円）

	2025年９月期	2026年９月期	増減（増減率%）
売上高	5,288	5,078	△209　(△4)
経常利益	91	182	91　(99)

土木・建築・プラントエンジニアリング事業、運輸事業、環境分析事業等からなる当事業部門の業績は、主に運輸事業におけるリサイクル原料等の取扱量の減少により、売上高は前年同期比209百万円の減収となりました。経常利益においては、リサイクル原料の在庫評価損等が前年は計上されたものの、当期においては発生しなかったこと等の影響により前年同期比91百万円の増益となりました。

(2) 財政状態

当中間連結会計期間末の総資産は、主に仕掛品の増加等により、前連結会計年度末に比べ32億77百万円増加し、1,022億10百万円となりました。

負債については、市況変動リスクをヘッジするデリバティブ取引について金属相場の急激な変動がなくデリバティブ債務が減少し、また買掛金等債務の支払が実施されたこと等により前連結会計年度末に比べ14億14百万円減少し、838億49百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する中間純利益を計上したことや新株予約権の行使による払込が実施されたこと等により前連結会計年度末に比べ46億92百万円増加し、183億61百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は17.9%となり、前連結会計年度末に比して、4.1ポイント増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1億62百万円減少し、当中間連結会計期間末は109億70百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、106億26百万円の支出（前年同期は124億38百万円の支出）となりました。主に棚卸資産の増加、及び仕入債務の減少などによる影響になります。

前年同期比では、19億円の改善傾向にあります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、11億74百万円の支出（前年同期は3億90百万円の支出）となりました。これは主に、国内設備の維持更新による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは116億38百万円の収入（前年同期は5億25百万円の支出）となりました。これは主に、短期借入金の増加と株式の発行による収入によるものであります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、35百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	70,000,000
Ａ種優先株式	3,000,000
Ｂ種劣後株式	18,000,000
計	91,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月13日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,305,829	19,305,829	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は、100株であります。
Ａ種優先株式（当該種類株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。）	2,367,835	2,367,835	非上場	単元株式数は、１株であります。（注）２，３，４
Ｂ種劣後株式	17,537,026	17,537,026	非上場	単元株式数は、100株であります。（注）５
計	39,210,690	39,210,690	－	－

（注）１．提出日現在の発行数には、2026年10月１日からこの半期報告書提出日までのＡ種優先株式及びＢ種劣後株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

２．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりです。

(1) Ａ種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、当社の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される当社普通株式の数は増加する場合があります。

(2) 交付株式数は、「取得日における償還価額÷（転換価額÷４）」の数式で算出されます。転換価額は、当初はＡ種優先株式の発行決議日の直前取引日である2024年12月17日の東京証券取引所における普通株式の終値752円（以下「当初転換価額」といいます。）とし、その後、毎年５月末日及び11月末日に、当該時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正されます。ただし、当該終値が520円を下回る場合、転換価額は520円とし、当初転換価額を上回る場合、転換価額は当初転換価額である752円とします。したがって、仮に、取得請求権行使日前取引日における修正後の当社普通株式の終値株価が、当初転換価額を上回る場合には、交付株式数は、「取得日における償還価額÷188」の数式で、520円を下回る場合には、交付株式数は、「取得日における償還価額÷130」の数式で算出されることになります。

(3) 上記(2)に記載のとおり、Ａ種優先株式の修正後転換価額の上限は752円とし下限を520円としており、Ａ種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数の上限は、償還価額について取得日を2025年９月30日と仮定して算出した場合、23,076,923株（発行済株式総数に対する割合67.6%）となります。詳細は、下記４．(6)をご参照ください。

(4) 当社は、Ａ種優先株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ａ種優先株主から、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

３．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりです。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

Ａ種優先株式の発行要項上、Ａ種優先株主は、Ａ種優先株式の発行日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するＡ種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、当社は、所有者である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号、JBO (AP) Ⅶ, L.P.、APCP Ⅶ, L.P.、CJIP (AP) Ⅶ, L.P.、AP Reiwa F7-B, L.P.及びAP Reiwa F7-A, L.P.（以下「ＡＰファンド」と総称し、個別に「各ＡＰファンド」といいます。）との間で、ＡＰファンドは、原則として、Ａ種優先株式の発行日より１年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降におい

て、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができることを合意しております。ただし、以下の事由が発生した場合は、A種優先株式の発行日の１年後の応当日の到来前であっても、ＡＰファンドは、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

イ）当社がＡＰファンド及び株式会社辰巳商会との引受契約（以下「引受契約」といいます。）上の義務に重要な点において違反した場合

ロ）取得請求日の前取引日を最終日とする直近12ヵ月間における当社普通株式の東京証券取引所における合計の売買高が48,000,000株（ただし、当社普通株式について株式の併合、分割又は無償割当てその他これらに類する事由が生じた場合には、当該株式数は合理的に調整される。）を下回った場合（ただし、リファイナンスが完了したとき（2025年２月14日に全取引金融機関と締結した債権者間協定書における対象債権に該当する既存借入金の残高が零となった状態又は当該協定書の対象債権の債権者の全てがリファイナンスが行われたと認めた状態をいい、以下同様とします。）以降に限る。）

ハ）(ⅰ)当社グループが借入契約等に基づき負担する借入金債務、リース債務その他の金融債務について、①期限の利益を喪失し、若しくは②期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は(ⅱ)第三者が借入契約等に基づき負担する借入金債務、リース債務その他の金融債務に対して行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができない場合において、かつ当該事象が生じた日から20取引日以内に当該事象が解消されないとき

ニ）当社が金融商品取引法に基づく適式な有価証券報告書又は半期報告書を法定期限まで提出しない場合

ホ）当社が事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転することが取締役会で承認された場合

ヘ）以下のいずれかに該当した場合

・公開買付者が当社の役員である公開買付け（公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）が開始された場合
・上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合
・組織再編行為が当社の取締役会で承認された場合
・支配権変動事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合
・スクイーズアウト事由が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合
・東京証券取引所による監理銘柄又は特別注意銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

A種優先株式の譲渡は、当社の取締役会の承認を要するとされていることに加え、ＡＰファンドとの合意上、A種優先株式の転換によって交付される普通株式は、当社が既存借入金のリファイナンスが完了するまで譲渡ができない（ただし、譲渡後にＡＰファンドが50.1%以上の議決権比率を残す範囲においては、発行日から３年間経過後より譲渡可能）とされております。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

優先株式の発行要項上、A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価として、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、当社は、ＡＰファンドとの間で、ＡＰファンドは、原則として、金銭を対価として、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できず、例外的に、上記(1)のイ乃至ヘに記載した事由が発生した場合（ただし、上記(1)のハに記載の事由が発生した場合で、上記(1)ハ(ⅰ)又は(ⅱ)の事実を原因とする借入契約等に基づく当社の貸付人に対する債務が履行されるまでは、各ＡＰファンドは、対価となる金銭の支払いを請求することはできないものとする）、又は払込期日において引受契約上の前提条件を満たしていなかったことが判明した場合には、金銭を対価とする取得請求権を行使することができるものとすることを合意しております。

４．A種優先株式の内容

(1) 剰余金の配当

① A種優先配当金

当会社は、A種優先株式の発行日から１年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、下記(10)に定める優先順位に従い、A種優先株式１株につき、下記②に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式１株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② A種優先配当金の額

(a) A種優先配当金の額は、A種優先株式の１株あたり払込金額1,000円（下記(c)及び下記(d)に従って調整された場合は、調整後の価額をいい、以下「払込金額相当額」という。）に、年率9.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第５位まで計算し、その小数第５位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当（下記④に定めるA種累積未払配

当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剰余金の配当において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(c) 当会社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下、本(c)において同じ。）を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、次の算式中の「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当会社が保有するA種優先株式を処分する場合には、次の算式中の「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は、「処分する当会社が保有するA種優先株式の数」と読み替えるものとする。また、調整の結果、１円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\text{調整後の払込金額相当額} = \frac{\text{調整前の払込金額相当額} \times \text{A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数} + \text{A種優先株主への割当てに際して払い込まれる１株当たりの払込金額} \times \text{A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数}}{\text{A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後払込金額相当額は、A種優先株主への割当てを行う場合はA種優先株主への割当ての効力発生日（A種優先株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。その他A種優先株主への割当てに類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

(d) 当会社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、次の算式中の「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当会社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、１円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\text{調整後の払込金額相当額} = \text{調整前の払込金額相当額} \times \frac{\text{株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数}}$$

調整後払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合の効力発生日（当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

③ 参加条項

(a) 当会社が、A種優先株主等に対して、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記④に定める。）を配当した後、普通株主等（下記(10)に定める。以下同じ。）に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主等に対して、A種優先株式１株につき、普通株式１株当たりの配当金にA種転換比率（その時点でのA種優先株式１株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額（下記(2)③に定める。）の合計額を、下記(6)③乃至⑤に定める転換価額で除した数をいう。以下同じ。）を乗じた額（なお、計算の結果、１円未満の端数が生じた場合、１円未満の端数は切り捨てる。）と同額の剰余金の配当を行う。

(b) 上記②その他別段の定めにかかわらず、A種累積未払配当金相当額及びA種優先配当金が支払われる前においても、当会社は、A種優先株主等に対して、普通株主等と同順位で、A種優先株式１株につき、普通株式1株当たりの配当金にA種転換比率を乗じた額の配当を同時に行う場合には、普通株主等に対する配当を行うことができる。この場合におけるA種優先株主等に対する配当額は、A種累積未払配当金相当額及びA種優先配当金には充当されない。

④ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた１株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本④に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記②(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、上記②(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記②(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、上記②(a)ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利9.0%で１年毎の複利計算により累積する。なお、

当該計算は、１年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第５位まで計算し、その小数第５位を四捨五入する。本④に従い累積する金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記(10)に定める優先順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係るA種累積未払配当金相当額がある場合は、最も古い事業年度に係る当該A種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、A種優先株式１株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記③に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本①においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 参加条項

(a) 当会社の残余財産を分配する場合において、A種優先株主等に対して上記①に従いA種残余財産分配額の残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主等に対して、B種劣後株主及びB種劣後株式の登録株式質権者（B種劣後株主と併せて、以下「B種劣後株主等」という。）に先立ち、本(a)に従い普通株主等に対して行う残余財産の分配の総額が、A種残余財産分配額の総額とあわせて、清算の開始原因の発生時点における当会社の最終事業年度に係る貸借対照表上の純資産額に満つるまで、残余財産の分配を行う。

(b) 普通株主等に対して上記(a)に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、A種優先株主等に対し、普通株主等及びB種劣後株主等と同順位で、A種優先株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産の分配額にA種転換比率を乗じた額（なお、計算の結果、１円未満の端数が生じた場合、１円未満の端数は切り捨てる。）を支払う。

③ 日割未払優先配当金額

A種優先株式１株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記(1)②に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式１株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日に、A種優先株主に対して、下記②に定めるA種優先株式取得価額の金銭を交付するものとする。ただし、同一の金銭対価取得請求日に複数のA種優先株主から会社法第461条第２項所定の分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は各A種優先株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

② A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種優先株式取得価額は、金銭対価取得請求日におけるA種優先株式１株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本(4)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記(2)①及び(2)③に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

③ 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部

④ 金銭対価取得請求の方法及び効力発生

金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記③に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭対価強制取得

当会社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、下記②に定めるA種優先株式強制取得価額の金銭を対価として、A種優先株主から、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、取得すべきA種優先株式を決定する。

② 金銭対価強制取得の対価となる金銭の額

A種優先株式強制取得価額は、金銭対価強制取得日（ただし、金銭対価強制取得日が、A種優先株式の発行日から７年間を経過する日よりも前の場合は、当該７年間経過後最初に終了する事業年度の末日を金銭対価強制取得日として本②を適用する。以下、本②において同じ。）におけるA種優先株式１株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価強制取得に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本(5)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記(2)①及び(2)③に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価強制取得日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価強制取得に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に１円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(6) 普通株式を対価とする取得請求権

① 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記②に定める数の普通株式（以下「A種請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「A種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、A種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、A種請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

② A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額にA種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、下記③乃至⑤で定める転換価額を４で除して得られる額で除した数とする。なお、本②の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記(2)①及び(2)③に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「A種普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、A種普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

③ 当初転換価額

転換価額は、当初、A種優先株式の発行決議日の直前取引日の東証における普通株式の普通取引の終値とする。

④ 転換価額の修正

転換価額は、A種優先株式の発行日以降の毎年５月末日及び11月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が520円（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額（以下「上限転換価額」という。）を上回るときは、転換価額は上限転換価額とする。なお、転換価額が下記⑤により調整された場合には、下限転換価額又は上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

⑤ 転換価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

（ⅰ）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の転換価額} = \text{調整前の転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

（ⅱ）普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。

$$調整後の転換価額 = 調整前の転換価額 \times \frac{併合前発行済普通株式数}{併合後発行済普通株式数}$$

調整後の転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(iii) 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(iv)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「１株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$調整後の転換価額 = 調整前の転換価額 \times \frac{(発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数) + \dfrac{新たに発行する普通株式の数 \times １株当たり払込金額}{普通株式１株当たりの時価}}{(発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数}$$

(iv) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(ｖ) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(ｖ)において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(ｖ)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(ｉ)乃至(iii)のいずれかに該当する場合には、当会社はＡ種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。

(ｉ) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ⅱ) 転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更

の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(d) 転換価額調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、転換価額を調整すべき事由について東証が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東証が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東証において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本(6)に定める転換価額の調整は、Ａ種優先株式と同日付で発行される当会社のＢ種劣後株式については適用されないものとする。

⑥ 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部

⑦ 普通株式対価取得請求の方法及び効力発生
Ａ種普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力はＡ種普通株式対価取得請求に要する書類が上記⑥に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。

⑧ 普通株式の交付方法
当会社は、Ａ種普通株式対価取得請求の効力発生後、Ａ種普通株式対価取得請求をしたＡ種優先株主に対して、当該Ａ種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

① 株式対価強制取得
当会社は、Ａ種優先株式の発行日から７年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「Ａ種株式対価強制取得日」という。）が到来することをもって、Ａ種優先株主等に対して、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を交付することができる（以下「Ａ種株式対価強制取得」という。）。なお、Ａ種優先株式の一部を取得する場合において、Ａ種優先株主等が複数存在するときは、按分比例の方法によって、Ａ種優先株主等から取得すべきＡ種優先株式を決定する。

② 株式対価強制取得により交付する普通株式の数
Ａ種株式対価強制取得に基づき当会社がＡ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の合計額にＡ種株式対価強制取得に係るＡ種優先株式の数を乗じて得られる額を、上記(6)③乃至⑤で定める転換価額を４で除して得られる額で除した数とする。なお、本②の計算において、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算は上記(2)①及び(2)③に準じて行われるものとし、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「Ａ種株式対価強制取得日」と読み替えて、Ａ種累積未払配当金相当額及びＡ種日割未払優先配当金額を計算する。また、Ａ種株式対価強制取得に係るＡ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

(8) 譲渡制限
Ａ種優先株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を得なければならない。

(9) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(ⅰ) 当会社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びＡ種優先株式について、それぞれ同一の割合で行う。

(ⅱ) 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で与える。

(ⅲ) 当会社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。

(ⅳ) 当会社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で、与える。

(ⅴ) 当会社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ａ種優先株主にはＡ種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。

(ⅵ) 当会社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びＡ種優先株式のそれぞれの単

元株式数について同一の割合で変更する。

(10) 優先順位

上記(1)③(b)に定める場合を除き、A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の優先順位は、A種累積未払配当金相当額が第１順位、A種優先配当金が第２順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第３順位とする。

(11) 会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(12) 株式の種類ごとの異なる単元株式数の定め及びその理由

当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、A種優先株式は株主総会の議決権を有しないため、単元株式数は１株としております。

(13) 議決権の有無及びその内容

当社は、A種優先株式とは異なる種類の株式である普通株式及びB種劣後株式を発行しております。普通株式及びB種劣後株式は、株主総会における議決権の内容に制限のない株式でありますが、A種優先株式は、株主総会において議決権を有しません。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。

５．B種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

当会社は、B種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

① 当会社の残余財産を分配する場合において、A種優先株主等に対して上記４．(2)①に従いA種残余財産分配額の残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主等に対して、B種劣後株主等に先立ち、本①に従い普通株主等に対して行う残余財産の分配の総額が、A種残余財産分配額の総額とあわせて、清算の開始原因の発生時点における当会社の最終事業年度に係る貸借対照表上の純資産額に満つるまで、残余財産の分配を行う。

② 普通株主等に対して上記①に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当会社は、B種劣後株主等に対し、A種優先株主等及び普通株主等と同順位で、B種劣後株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産の分配額に下記(4)③及び④に定める転換比率を乗じた額（なお、計算の結果、１円未満の端数が生じた場合、１円未満の端数は切り捨てる。）を支払う。

(3) 議決権

B種劣後株主は、株主総会において議決権を有する。

(4) 普通株式を対価とする取得請求権

① 普通株式対価取得請求権

B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記②に定める数の普通株式（以下「B種請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「B種普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、B種普通株式対価取得請求に係るB種劣後株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、B種請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。

② B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、B種普通株式対価取得請求に係るB種劣後株式の数に下記③及び④に定める転換比率を乗じて得られる数とする。また、B種普通株式対価取得請求に係るB種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

③ 当初転換比率

転換比率は、当初、1.0とする。

④ 転換比率の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換比率を調整する。

（ⅰ）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換比率を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の転換比率} = \text{調整前の転換比率} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換比率は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

（ⅱ）普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換比率を調整する。

$$\text{調整後の転換比率} = \text{調整前の転換比率} \div \frac{\text{合併前発行済普通株式数}}{\text{合併後発行済普通株式数}}$$

調整後の転換比率は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(iii) 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本④において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換比率調整式」という。）により転換比率を調整する。転換比率調整式における「１株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換比率は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後の転換比率} = \text{調整前の転換比率} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}\right) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{普通株式１株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}\right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

(iv) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る普通株式１株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換比率調整式において「１株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換比率とする。調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換比率は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(ⅴ) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(ⅴ)において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(ⅴ)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換比率調整式において「１株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換比率とする。調整後転換比率は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換比率は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(ⅰ)乃至(iii)のいずれかに該当する場合には、当会社はＢ種劣後株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換比率、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換比率の調整を適切に行うものとする。

(ⅰ) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換比率の調整を必要とするとき。

(ⅱ) 転換比率を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換比率の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更

の可能性を生ずる事由の発生によって転換比率の調整を必要とするとき。

(c) 転換比率の調整に際して計算が必要な場合は、小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

(d) 転換比率調整式に使用する普通株式１株当たりの時価は、調整後転換比率を適用する日（ただし、転換比率を調整すべき事由について東証が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東証が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東証において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(e) 転換比率の調整に際し計算を行った結果、調整後転換比率と調整前転換比率との差が0.1%未満にとどまるときは、転換比率の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本④に定める転換比率の調整は、Ｂ種劣後株式と同日付で発行される当会社のＡ種優先株式については適用されないものとする。

⑤　普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部

⑥　普通株式対価取得請求の方法及び効力発生

Ｂ種普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力はＢ種普通株式対価取得請求に要する書類が上記⑤に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時点で発生する。

⑦　普通株式の交付方法

当会社は、Ｂ種普通株式対価取得請求の効力発生後、Ｂ種普通株式対価取得請求をしたＢ種劣後株主に対して、当該Ｂ種劣後株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

①　株式対価強制取得

当会社は、Ｂ種劣後株式の発行日から７年間経過後、最初に到来する事業年度の初日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「Ｂ種株式対価強制取得日」という。）が到来することをもって、Ｂ種劣後株主等に対して、Ｂ種劣後株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内において、当会社の普通株式を交付することができる（以下「Ｂ種株式対価強制取得」という。）。なお、Ｂ種劣後株式の一部を取得する場合において、Ｂ種劣後株主等が複数存在するときは、按分比例の方法によって、Ｂ種劣後株主等から取得すべきＢ種劣後株式を決定する。

②　株式対価強制取得により交付する普通株式の数

Ｂ種株式対価強制取得に基づき当会社がＢ種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、Ｂ種普通株式対価取得請求に係るＢ種劣後株式の数に上記(4)③及び④に定める転換比率を乗じて得られる数とする。また、Ｂ種株式対価強制取得に係るＢ種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わない。

(6) 譲渡制限

Ｂ種劣後株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を得なければならない。

(7) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(ⅰ) 当会社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びＢ種劣後株式について、それぞれ同一の割合で行う。

(ⅱ) 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、Ｂ種劣後株主にはＢ種劣後株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で与える。

(ⅲ) 当会社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、Ｂ種劣後株主にはＢ種劣後株式の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。

(ⅳ) 当会社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、Ｂ種劣後株主にはＢ種劣後株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同一の割合で、与える。

(ⅴ) 当会社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、Ｂ種劣後株主にはＢ種劣後株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同一の割合で行う。

(ⅵ) 当会社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びＢ種劣後株式のそれぞれの単元株式数について同一の割合で変更する。

(8) 会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において以下の新株予約権を発行しています。

第２回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	2026年6月26日
付議対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）　１名 当社執行役員　８名　計９名
新株予約権の数（個）※	409
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　40,900　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	909　（注）２
新株予約権の行使期間※	2028年７月３日から2036年６月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	（注）３
新株予約権の行使の条件※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）５

※　新株予約権の割当時（2026年７月17日）における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、新株予約権の割当日後、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適切に調整するものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行

株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え、その他適切な読み替えを行うものとする。また、「時価」とは、調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

行使価額の調整を行うときは、当社は、適用開始日の前日までに、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及び適用開始日その他必要な事項を新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前述の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使条件は以下に定めるとおりとする。

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。但し、定年退職による場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

④各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑤その他権利行使の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権を有する新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記注（１）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記注（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）３に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記（注）４に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

・本新株予約権の保有者が権利行使をする前に、上記（注）４に定める規定により当該保有者により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①　A種優先株式

	中間会計期間 （2026年４月１日から2026年９月30日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（株）	632,165
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	3,514,308
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	―
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	―
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（株）	632,165
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	3,514,308
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	―
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	―

②　第１回新株予約権

	中間会計期間 （2026年４月１日から2026年９月30日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	20,180
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	2,018,000
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	1,056
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	2,103
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	22,060
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	2,206,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	1,081
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	2,311

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年６月４日～2026年９月30日（注）１	普通株式 3,514,308 A種優先株式 △632,165	普通株式 17,287,829 A種優先株式 2,367,835 B種劣後株式 17,537,026	―	―	―	―
2026年４月１日～2026年９月30日（注）２	普通株式 2,018,000	普通株式 19,305,829 A種優先株式 2,367,835 B種劣後株式 17,537,026	1,069	2,174	1,069	1,174

（注）１．A種優先株式の普通株式への一部転換によるものであります。
２．新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号	東京都港区虎ノ門２丁目６－１	9,026	23.02
JBO (AP) Ⅶ, L.P. （国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands （東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	4,203	10.72
APCP Ⅶ, L.P. （国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands （東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	4,148	10.58
CJIP (AP) Ⅶ, L.P. （国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands （東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	2,783	7.10
株式会社辰巳商会	大阪府大阪市港区築港４丁目１－１	1,998	5.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８－１	1,013	2.59
AP Reiwa F7-B, L.P. （国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands （東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	772	1.97
AP Reiwa F7-A, L.P. （国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands （東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	536	1.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－12	452	1.15
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町１丁目４番地	434	1.11
計	－	25,369	64.71

（注）１．2025年３月に発行したＡ種優先株式及びＢ種劣後株式が含まれております。
２．Ａ種優先株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。
３．上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　1,013千株
株式会社日本カストディ銀行（信託口）　452千株

所有議決権数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅦ号	東京都港区虎ノ門２丁目６－１	80,307	21.83
JBO (AP) Ⅶ, L.P.（国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands（東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	37,395	10.17
APCP Ⅶ, L.P.（国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands（東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	36,910	10.03
CJIP (AP) Ⅶ, L.P.（国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands（東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	24,765	6.73
株式会社辰巳商会	大阪府大阪市港区築港４丁目１－１	19,985	5.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８－１	10,137	2.76
AP Reiwa F7-B, L.P.（国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands（東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	6,872	1.87
AP Reiwa F7-A, L.P.（国内連絡先　株式会社アドバンテッジパートナーズ）	c/o Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands（東京都港区虎ノ門２丁目６－１）	4,777	1.30
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－12	4,525	1.23
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町１丁目４番地	4,340	1.18
計	－	230,013	62.53

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式　2,367,835	－	（注）
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　7,800	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　19,246,000 B種劣後株式 17,536,800	367,828	（注）
単元未満株式	普通株式　52,029 B種劣後株式　226	－	－
発行済株式総数	39,210,690	－	－
総株主の議決権	－	367,828	－

（注）A種優先株式及びB種劣後株式の内容は、「（１）株式の総数等　②発行済株式」をご参照ください。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 東邦亜鉛株式会社	東京都港区虎ノ門３丁目18－19	7,800	－	7,800	0.04
計	－	7,800	－	7,800	0.04

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,133	10,970
受取手形、売掛金及び契約資産	9,223	9,543
電子記録債権	156	314
商品及び製品	8,535	7,656
仕掛品	23,191	29,944
原材料及び貯蔵品	12,298	11,825
前渡金	4,549	4,728
その他	5,037	3,018
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	74,125	78,002
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,410	3,415
機械装置及び運搬具（純額）	3,760	3,828
土地	13,156	13,156
その他（純額）	830	669
有形固定資産合計	21,158	21,069
無形固定資産		
鉱業権	1	0
その他	36	34
無形固定資産合計	37	34
投資その他の資産		
投資有価証券	75	77
退職給付に係る資産	2,758	2,807
その他	1,573	1,016
貸倒引当金	△796	△797
投資その他の資産合計	3,610	3,104
固定資産合計	24,806	24,207
資産合計	98,932	102,210

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,348	5,513
短期借入金	-	10,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 943	※2 943
未払法人税等	452	211
引当金	9	7
その他	10,404	2,381
流動負債合計	20,158	19,057
固定負債		
長期借入金	※2 61,520	※2 61,048
引当金	150	154
退職給付に係る負債	86	92
資産除去債務	29	29
再評価に係る繰延税金負債	3,307	3,307
その他	11	158
固定負債合計	65,105	64,791
負債合計	85,263	83,849
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,105	2,174
資本剰余金	31,103	32,172
利益剰余金	△27,703	△27,188
自己株式	△22	△22
株主資本合計	4,482	7,136
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	1
繰延ヘッジ損益	△1,605	520
土地再評価差額金	6,637	6,637
為替換算調整勘定	2,689	2,703
退職給付に係る調整累計額	1,406	1,336
その他の包括利益累計額合計	9,128	11,199
新株予約権	57	24
純資産合計	13,668	18,361
負債純資産合計	98,932	102,210

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	53,832	66,448
売上原価	51,498	62,898
売上総利益	2,333	3,550
販売費及び一般管理費	※ 3,005	※ 2,644
営業利益又は営業損失（△）	△672	906
営業外収益		
受取利息	8	5
受取配当金	14	15
為替差益	68	0
受取補償金	-	450
補助金収入	135	23
貸倒引当金戻入額	117	-
その他	91	104
営業外収益合計	435	600
営業外費用		
支払利息	638	719
遊休資産諸費用	157	209
その他	150	144
営業外費用合計	945	1,073
経常利益又は経常損失（△）	△1,182	432
特別利益		
固定資産売却益	190	12
投資有価証券売却益	0	0
特別利益合計	191	12
特別損失		
固定資産売却損	-	3
固定資産除却損	30	100
特別損失合計	30	104
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△1,022	341
法人税、住民税及び事業税	324	117
法人税等調整額	7	△291
法人税等合計	331	△174
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,354	515
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△1,354	515

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,354	515
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	1
繰延ヘッジ損益	△3,110	2,125
為替換算調整勘定	△207	14
退職給付に係る調整額	△56	△70
その他の包括利益合計	△3,374	2,071
中間包括利益	△4,728	2,586
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△4,728	2,586
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	△1,022	341
減価償却費	689	763
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△3,746	0
その他の引当金の増減額（△は減少）	△50	3
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△1	△150
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△88	6
受取利息及び受取配当金	△22	△20
支払利息	638	719
為替差損益（△は益）	△78	△10
売上債権の増減額（△は増加）	△710	△478
棚卸資産の増減額（△は増加）	△10,909	△5,401
仕入債務の増減額（△は減少）	2,776	△2,835
固定資産売却損益（△は益）	△190	△8
固定資産除却損	30	100
未払費用の増減額（△は減少）	712	△3,730
未払消費税等の増減額（△は減少）	△1,377	△1,451
その他	1,834	2,550
小計	△11,516	△9,601
利息及び配当金の受取額	18	20
利息の支払額	△626	△726
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△314	△319
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,438	△10,626
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△770	△1,088
有形固定資産の売却による収入	387	12
無形固定資産の取得による支出	△0	△2
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
投資有価証券の売却による収入	4	0
その他	△10	△95
投資活動によるキャッシュ・フロー	△390	△1,174
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	-	10,000
長期借入金の返済による支出	△518	△471
株式の発行による収入	-	2,103
自己株式の取得による支出	△0	△0
その他	△6	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△525	11,638
現金及び現金同等物に係る換算差額	△24	-
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△13,379	△162
現金及び現金同等物の期首残高	20,979	11,133
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,599	※ 10,970

【注記事項】

（中間連結貸借対照表関係）

１．偶発債務

（非鉄スラグ）

当社安中製錬所が過去に出荷した非鉄スラグ製品の一部において、土壌汚染対策法の土壌環境基準を超過した製品があること並びに当社の管理不足により不適切な使用・混入がなされた可能性のあることが、調査の結果判明いたしました。今後も、当該製品を回収、撤去するための費用負担が発生する可能性がありますが、現時点では中間連結財務諸表に与える影響額を合理的に見積もることは困難であります。

※２．財務制限条項

当社における長期借入金（１年以内返済予定の長期借入金を含む）61,991百万円については、財務制限条項が付されており、次のいずれかの条項を遵守できなかった場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。なお、当中間連結会計期間末において、財務制限条項に抵触している事実はありません。

① 2025年３月期以降、当該決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の金額が、2024年に策定した事業再生計画上の当該決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の50%を下回った場合において、当該決算公表後１ヵ月以内に、改善施策について全協定債権者の承認を得ること。

② 2025年３月末日を初回とし、各暦月末日における連結の貸借対照表における現金及び預金の合計額に、三菱ＵＦＪ銀行との貸出コミットメント契約の未使用貸付極度額を加算した金額を8,500百万円以上に維持すること。

③ 2025年３月期以降、各連結会計年度の連結の損益計算書における経常利益を正の数値に維持し、これを二期連続で損失としないこと。

３．貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、三菱ＵＦＪ銀行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
貸出コミットメントの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	― 〃	10,000 〃
差引額	15,000 〃	5,000 〃

（中間連結損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
商品及び製品運賃諸掛	855百万円	778百万円
従業員給与及び賞与	523　〃	483　〃
減価償却費	40　〃	41　〃
研究開発費	62　〃	19　〃
支払手数料	714　〃	365　〃
雑費	335　〃	393　〃

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	7,599百万円	10,970百万円
預入期間が３ヵ月を超える定期預金	－　〃	－　〃
現金及び現金同等物	7,599　〃	10,970　〃

（株主資本等関係）

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

配当支払金額

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

配当支払金額

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）１	合計	調整額（注）２	中間連結損益計算書計上額（注）３
	製錬	環境・リサイクル	電子部材・機能材料	金属リサイクル	計				
売上高									
外部顧客への売上高	41,292	3,497	1,870	5,196	51,857	1,974	53,832	－	53,832
セグメント間の内部売上高又は振替高	368	0	－	288	657	3,313	3,971	△3,971	－
計	41,661	3,498	1,870	5,484	52,515	5,288	57,803	△3,971	53,832
セグメント利益又は損失（△）	△178	340	184	△808	△460	91	△369	△813	△1,182

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、防音建材、土木・建築・プラントエンジニアリング、運輸、環境分析等を含んでおります。

２．セグメント利益又は損失の調整額△813百万円には、セグメント間取引消去6百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△820百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）１	合計	調整額（注）２	中間連結損益計算書計上額（注）３
	製錬	環境・リサイクル	電子部材・機能材料	金属リサイクル	計				
売上高									
外部顧客への売上高	57,163	4,442	1,834	1,050	64,491	1,957	66,448	－	66,448
セグメント間の内部売上高又は振替高	409	0	－	－	410	3,121	3,531	△3,531	－
計	57,573	4,443	1,834	1,050	64,902	5,078	69,980	△3,531	66,448
セグメント利益又は損失（△）	△1,862	1,449	66	931	585	182	767	△334	432

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、防音建材、土木・建築・プラントエンジニアリング、運輸、環境分析等を含んでおります。

２．セグメント利益又は損失の調整額△334百万円には、セグメント間取引消去△26百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△308百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

Ⅰ　前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）１	合計
	製錬	環境・リサイクル	電子部材・機能材料	金属リサイクル	計		
亜鉛製品	―	―	―	4,334	4,334	―	4,334
鉛製品	13,913	―	―	―	13,913	―	13,913
電気銀	20,349	―	―	―	20,349	―	20,349
硫酸	142	341	―	―	483	―	483
環境・リサイクル製品	―	3,026	―	―	3,026	―	3,026
電子部品	―	―	900	―	900	―	900
電解鉄	―	―	935	―	935	―	935
土木・建築・プラントエンジニアリング	―	―	―	―	―	888	888
その他	9,498	148	34	463	10,144	1,085	11,230
顧客との契約から生じる収益	43,904	3,516	1,870	4,797	54,089	1,974	56,063
その他の収益　（注）２	△2,611	△18	―	398	△2,231	―	△2,231
外部顧客への売上高	41,292	3,497	1,870	5,196	51,857	1,974	53,832

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、土木・建築・プラントエンジニアリング、運輸、環境分析等を含んでおります。
２．その他の収益は、「金融商品に関する会計基準」に基づくデリバティブ取引により生じる収益等が含まれております。

Ⅱ　当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他（注）１	合計
	製錬	環境・リサイクル	電子部材・機能材料	金属リサイクル	計		
亜鉛製品	―	―	―	773	773	―	773
鉛製品	15,114	―	―	19	15,134	―	15,134
電気銀	34,107	―	―	―	34,107	―	34,107
硫酸	177	457	―	―	634	―	634
環境・リサイクル製品	―	3,759	―	―	3,759	―	3,759
電子部品	―	―	964	―	964	―	964
電解鉄	―	―	835	―	835	―	835
土木・建築・プラントエンジニアリング	―	―	―	―	―	799	799
その他	7,333	139	34	257	7,764	1,157	8,922
顧客との契約から生じる収益	56,732	4,355	1,834	1,050	63,973	1,957	65,931
その他の収益　（注）２	431	86	―	―	517	―	517
外部顧客への売上高	57,163	4,442	1,834	1,050	64,491	1,957	66,448

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、土木・建築・プラントエンジニアリング、運輸、環境分析等を含んでおります。
２．その他の収益は、「金融商品に関する会計基準」に基づくデリバティブ取引により生じる収益等が含まれております。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）	△45円86銭	13円06銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△1,354	515
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	106
（うち優先配当額（百万円））	―	(106)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	△1,354	408
普通株式の期中平均株式数（千株）	29,535	31,266
（うち普通株式（千株））	(13,577)	(17,193)
（うちＡ種優先株式の転換仮定方式に準じて算定された普通株式増加数（千株））	(15,957)	(14,072)
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	―	8円37銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（百万円）	―	―
普通株式増加数（千株）	―	17,537
（うちＢ種劣後株式（千株））	―	(17,537)
（うち新株予約権（千株））	―	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	第１回新株予約権 （行使価額修正条項付） 新株予約権の数12,940個 （普通株式 1,294,000株） 第２回新株予約権 （株式報酬型ストックオプション） 新株予約権の数409個 （普通株式 40,900株）

（注）１．当社が2025年３月13日に発行したＡ種優先株式は、転換型の参加型株式であるため、前中間連結会計期間の１株当たり中間純損失の算定上、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）第12項に従い、Ａ種優先株式の転換仮定方式に準じて算定された株式数を普通株式の期中平均株式数に加えております。

２．前中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

東邦亜鉛株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	腰原　茂弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須田　憲司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東邦亜鉛株式会社の２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの連結会計年度の中間連結会計期間（２０２６年４月１日から２０２６年９月３０日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦亜鉛株式会社及び連結子会社の２０２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認

められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。